

第2次多古町子ども読書活動推進計画



令和4年3月

多古町



—目次—

第1章 総論	5
1 計画策定の目的	5
2 計画の期間	5
3 計画の対象となる年齢	5
4 本町における読書活動の現状・第1次計画期間における成果	6
(1) 子どもの読書活動に係る目標とする数値と多古町の実績	
(2) 実施施策	
(3) 現状と課題	
5 計画推進の施策	9
(1) 家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実	
(2) 子どもの読書環境の整備・充実	
(3) 子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進	
6 具体的な数値目標	11
(1) 図書館における児童書・絵本の蔵書数	
(2) 図書館における児童書・絵本の貸出冊数	
(3) 図書館における18歳以下の利用者数	
(4) 図書館における18歳以下への貸出冊数	
(5) 図書館から学校図書館への団体貸出冊数	
第2章 子どもの読書活動推進の施策	12
1 家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実	12
(1) 家庭で：読み聞かせと読書活動の推進	
(2) 図書館で：読書に親しむ機会の充実と支援	
(3) 学校で：読書環境の整備	
2 子どもの読書環境の整備・充実	13
(1) 図書館における児童サービスの整備・充実	
(2) 学校図書館の整備・充実	
(3) 図書館と学校図書館の連携	
(4) 県内の図書館との連携の強化	
3 子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進	13
(1) 図書館における啓発事業の実施	
(2) 学校における啓発事業の実施	

(3)「子ども読書の日」「こども読書週間」における啓発事業の実施

第3章 推進計画の点検・評価 15

点検・評価 15

子どもの読書活動推進に関する法律 16

衆議院文部科学委員会における附帯決議 18

※「子ども」「子供」の表記について

文部科学省では第四次基本計画から「子供」と漢字表記になりましたが、多古町では引き続き「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども」と表記しています。

計画で多く使用される言葉と意味

子ども	0歳からおおむね18歳の者（乳幼児、児童、生徒）
推進計画	子どもの読書活動推進計画
学校等	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、義務教育学校
幼稚園等	幼稚園、保育所、認定こども園
図書館等	公立図書館（県立・市町村立）、公民館図書室
県立図書館	千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館
学校図書館	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置されている図書館
学校司書	学校図書館の職務に従事する職員
司書教諭	学校図書館の専門的業務にあたる教諭



(多古町立図書館)

第1章 総論

1 計画策定の目的

子どもの読書活動推進のため、国においては平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とされています。

一方、近年スマートフォン等の急速な普及など、高度な情報化社会の到来により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このことは、当然のことながら、子どもの生活環境にも影響を与えており、子どもの読書離れ・活字離れが危惧されているところです。

国は、前述の法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しており、千葉県においても、「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定しています。

本町においては、平成28年度に多古町立図書館が開館し、読書活動に対する関心も高まりました。そこで、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進するため、平成28年度末に計画期間を5年間と定めた「第1次多古町子ども読書活動推進計画」を策定したところであり、令和3年度末で計画期間が満了することから新たな指針となる「第2次多古町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の期間

計画期間は令和4年度から令和8年度までの5ヶ年としますが、子どもの読書活動に関する国や県の新たな動きや、町の状況変化に応じて必要が生じた際には計画の内容及び期間等について修正・変更を講ずるものとする。

3 計画の対象となる年齢

本計画の対象年齢は0歳から18歳までとするが、こども園園児・小中学生を主な対象とする。



(多古町立図書館内)

4 本町における読書活動の現状・第1次計画期間における成果

(1) 子どもの読書活動に係る目標とする数値と多古町の実績

目 標	評価指標	千葉県 (H30)		多古町 (R3)	県目標 (R6)	
子どもの読書への関心を高める	①読書の好きな子どもの割合	小6	75.7%	85%	80%	
		中3	71.2%	83%	80%	
		高2	73.1%	—	80%	
	②不読率（1か月に1冊も本を読まない児童・生徒）の割合	小6	18.0%	11.8%	8%	
		中3	29.1%	23.0%	20%	
		高2	45.9%	—	35%	
読書環境の整備と連携体制の構築を進める	③市町村子ども読書活動推進計画策定率	市	89.1%	—	100%	
		町	29.4%	100%	88%	
	④セカンドブック事業を行っている市町村の割合	16.6%		100%	50%	
	⑤優秀・優良学校図書館の学校の割合（3小学校、1中学校）	優 秀	小	44.8%	100%	65%
			中	30.7%	100%	45%
		優 良	小	93.1%	100%	100%
			中	80.7%	100%	95%
	⑥公立図書館等と連携している学校の割合	74.7%		100%	100%	
	⑦市町村立図書館におけるボランティアの登録者数	千葉県 2,817人		多古町 17人	千葉県 3,300人	
	⑧ボランティアと連携・協力している学校の割合	61.5%		100%	68%	
⑨図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書の推進について協議する機会がある市町村の割合	46.3%		100%	60%		

（千葉県実績及び目標値：千葉県子どもの読書活動推進計画より）

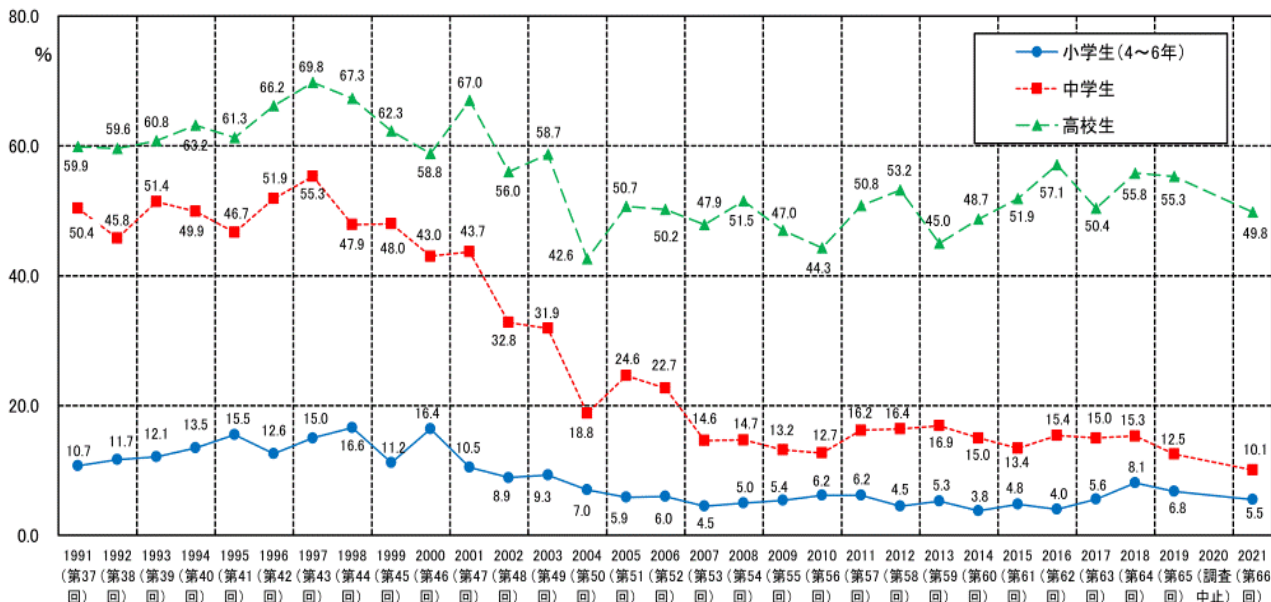
- ①社会教育調査を引用、県平均・県目標値を上回っている。
- ②全国学力・学習状況調査結果を引用、①の結果に連動し不読者率は県平均以下である。
- ③平成29年度策定。
- ④セカンドブック事業は、県内実施率が16.6%であるが、多古町は3歳児健診時に読み聞かせの実演や絵本のプレゼントを実施している。
- ⑤町内小中学校は全て優秀図書認定を受けている。

⑥図書館連携システムにより、町図書館と各学校図書室の蔵書をお互いに検索し、相互貸借している。

⑦現在、ボランティアグループ「ぐるんぱ」が読み聞かせの活動を実施している。

⑧多古町社会教育委員が図書館協議会委員を兼務している。

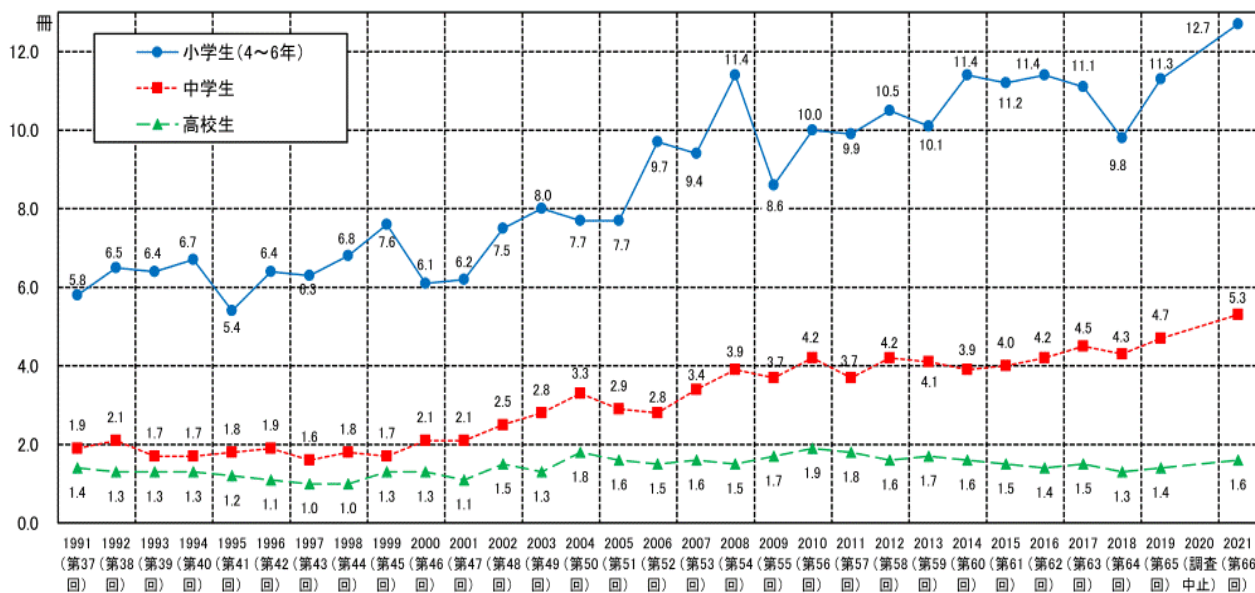
過去31年分の不読者(0冊回答者)の推移



引用元：第66回学校読書調査結果

調査者：全国学校図書館協議会、毎日新聞社

過去31年分の5月1か月間の平均読書冊数の推移



引用元：第66回学校読書調査結果

調査者：全国学校図書館協議会、毎日新聞社

(2) 実施施策

第1次計画期間における取り組みとしては、保健福祉部局と連携して開始した、子どもの3か月健診に合わせて本の読み聞かせと絵本をプレゼントする「ブックスタート」を開始し、令和2年度からは、ブックスタートのフォロー事業として、3歳児健診の際に読み聞かせと絵本をプレゼントする「ファミリーブック」事業を新たに始めた。

また、読み聞かせ活動を行っているボランティアグループの協力により、毎週土曜日開催している「おはなし会」や毎月第3木曜日の「赤ちゃんとお母さんの読み聞かせ会」により乳幼少期から読書に親しむ機会を提供している。

小学生には、自分の図書カードで主体的な読書活動を推進するため、新1年生を対象に図書カードの登録を促す案内を出している。

4月の町立図書館開館記念日から「子ども読書週間」中は、『図書館すごろく』や『たまこを探せ!』など子どもを対象としたイベントを開催し、10月の「図書館まつり」では、除籍図書や雑誌を「リユースブック」として無償提供したり、中学生を対象とした「ビブリオトーク」を開催している。

また、夏休みの期間中は、自由研究や工作の参考図書や読書感想文の課題図書の紹介コーナーを設け、図書館司書が相談に 응じている。

(3) 現状と課題（※数値は、R2年度末の値）

こういった取り組みを実施する中で、図書の貸し出し状況等を分析してみると、まず、図書の貸出に必要な図書館利用カードの保有率は、それぞれの児童生徒数のうち小学生で95.1%、中学生では85.5%と高い割合で保有している。

図書館登録者数は5,157人で、就学前児が35人、小学生が521人、中学生が242人です。図書の総冊数は38,802冊のうち児童用図書は12,635冊で、全体の32.6%を占めています。また、中高生の利用促進を図るため、ヤングアダルトコーナーを設置しています。

年代別貸出件数では、全体数（全年代）30,368冊のうち18歳まででは8,479冊と27.9%となっている。このうち、小学生（7～12歳）では5,704冊と全体の18.8%、中学生（13～15歳）では729冊と全体の2.4%となっている。

それぞれの値を単純に児童生徒図書館利用カード所持者数で除した、年間の一人当たり貸出冊数としては、小学生では11冊、中学生では3冊となっている。

各種調査やアンケート結果から、利用状況などから見えてくる現状として、進学するにつれて読書に費やす時間や冊数が少なくなり、不読率が高くなる傾向がうかがえる。これは、部活動や勉強量の増加、スマートフォンやインターネットの普及による影響が考えられる。

5 計画推進の施策

調査結果の分析と目標に対する実績値、千葉県第4次計画を踏まえて、次期計画における構成については以降のとおりとする。

千葉県では令和2年2月に策定した「千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）」において『すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための読書県「ちば」の推進』を理念に掲げており、「社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進」「読書環境の整備と連携体制の構築」の2項目を基本方針としています。この理念・基本方針と本町の実情を踏まえ、本計画では第2次計画においても引き続き「①家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実」「②子どもの読書環境の整備・充実」「③子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進」を施策の3本の柱とします。

（1）家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実

- ・家庭で：読み聞かせと読書活動の推進
- ・図書館で：読書に親しむ機会の充実と支援
- ・学校で：読書環境の整備

（2）子どもの読書環境の整備・充実

- ・図書館における児童サービスの整備・充実
- ・学校図書館の整備・充実
- ・図書館と学校図書館の連携
- ・県内の図書館との連携の強化

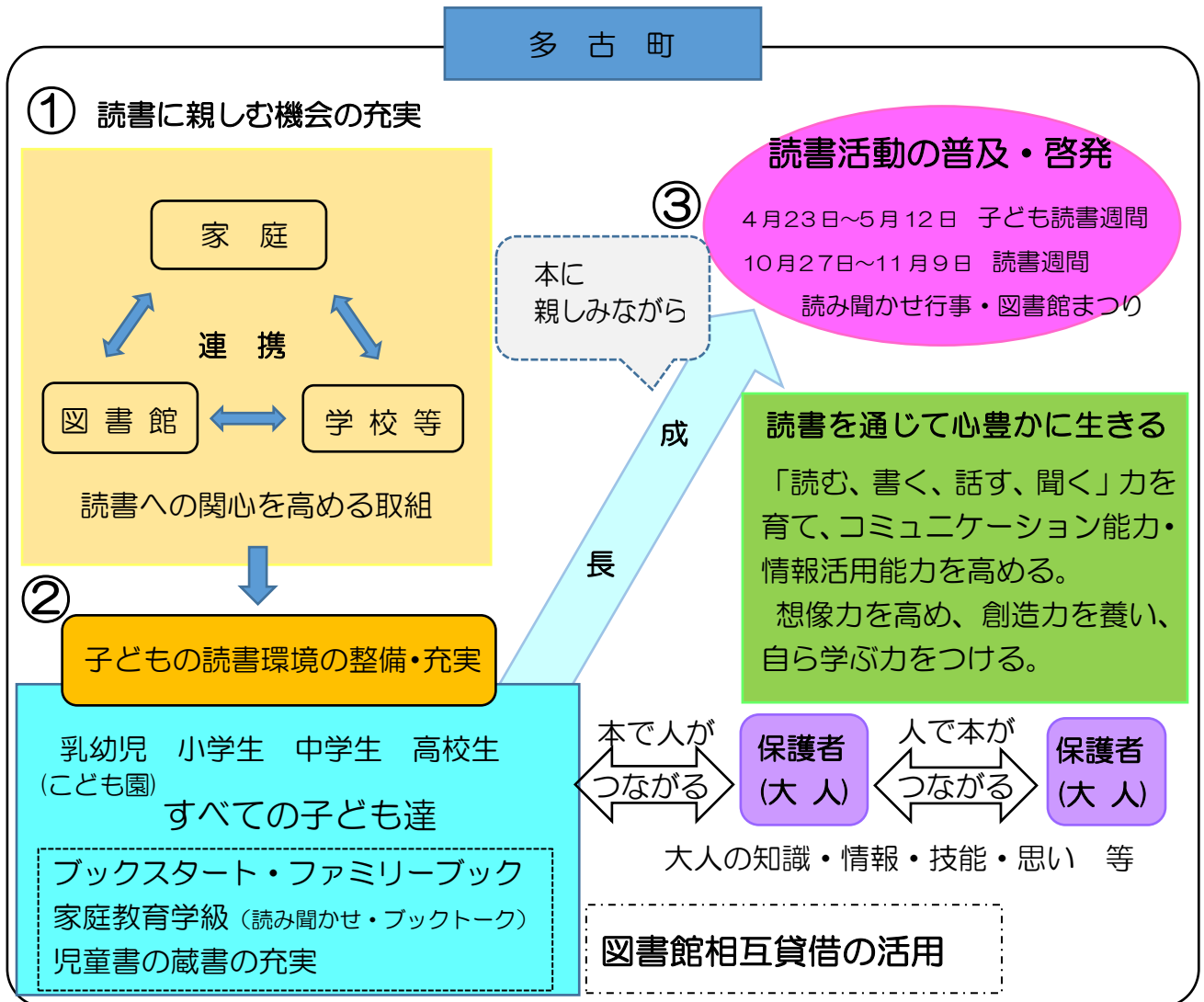
（3）子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進

- ・図書館における啓発事業の実施
- ・学校における啓発事業の実施
- ・「子ども読書の日」「こどもの読書週間」における啓発事業の実施

乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
おはなし会 おすすめ絵本の紹介 子ども向け事業 など	本の紹介 レファレンス 子ども向け事業 など	レファレンス・読書相談 職場体験の受け入れ 図書委員活動 ホームページの充実	YA サービス 体験イベント 広報への掲載 など

※ P12～ 第2章で詳細記載

多古町読書活動推進計画イメージ



【イメージ図内用語】

図書館・・・多古町立図書館

学校等・・・多古こども園、町内小中学校

ブックスタート・・・乳児健診（前期）時に実施

ファミリーブック・・・3歳児健診時に実施

家庭教育学級・・・こども園5歳児、各小学校1年生で実施

図書館相互貸借・・・図書館(室)間貸出（他市町公立図書館、町図書館・学校図書室 等）

6 具体的な数値目標・成果

(1) 図書館における児童書・絵本の蔵書数

基準年度（平成 28 年度）	8, 834冊
目標年度（令和 3 年度）	11, 000冊
実績値	13, 018冊

(2) 図書館における児童書・絵本の貸出冊数

基準年度（平成 28 年度）	14, 328冊
目標年度（令和 3 年度）	18, 000冊
実績値	15, 698冊 ※

(3) 図書館における 18 歳以下の利用者数

基準年度（平成 28 年度）	1, 479人
目標年度（令和 3 年度）	2, 500人
実績値	1, 224人 ※

(4) 図書館における 18 歳以下への貸出冊数

基準年度（平成 28 年度）	5, 618冊
目標年度（令和 3 年度）	8, 000冊
実績値	8, 895冊

(5) 図書館から学校図書への団体貸出冊数

基準年度（平成 28 年度）	1, 624冊
目標年度（令和 3 年度）	3, 000冊
実績値	2, 380冊

※）コロナ禍による子ども向け事業やイベントが中止になり、図書館利用者数が減少したことが、目標値を下回った主な要因に挙げられる。

【令和 8 年度目標値】

(1) 図書館における児童書・絵本の蔵書数	15, 000冊
(2) 図書館における児童書・絵本の貸出冊数	16, 000冊
(3) 図書館における 18 歳以下の利用者数	2, 000人
(4) 図書館における 18 歳以下への貸出冊数	8, 000冊
(5) 図書館から学校図書への団体貸出冊数	2, 500冊

令和 3 年度の実績を基に、5 か年計画の目標値を算出したが、蔵書数は今後も図書館の配置を考えながら、計画的に購入していく予定です。しかし、18 歳以下の人口数が減少傾向にあり、令和 8 年度小学校入学予定児童数 63 人、併せて出生数減少からみても、利用者数・貸出冊数は横ばい又は減少することが予想される。

第2章 子どもの読書活動推進の施策

1 家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭で：読み聞かせと読書活動の推進

子どもに読書習慣をつけさせるためには、幼少の頃から本に触れさせる機会を多く持たせることが重要です。特に各家庭においては、家族が普段から読書を楽しむ様子を見せたり、子どもに読み聞かせをして読書の楽しさを教えることが必要です。また、生きていくために必要な知識や教養、技能を身につけるためにも読書は有効であり、子どもの興味や関心を的確にとらえて、本を手渡すことが大切です。

町では2ヶ月に一度、乳児の3・4ヶ月健診時に読み聞かせを行うとともに絵本を贈る「ブックスタート事業」、3歳児健診時の「ファミリーブック事業」のほか、毎月第3木曜日に0歳～2歳の乳幼児とその親を対象とした「赤ちゃんとお母さんのよみきかせ会」を実施し、読書活動の推進のみならず、各家庭での親子のふれあいの一助となるよう努めていきます。

(2) 図書館で：読書に親しむ機会の充実と支援

図書館では、子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、「おはなし会」や「おすすめコーナー」「読書通帳」などの他に「開館記念イベント」や夏休みの「読書感想文相談会」「図書館まつり」など、季節に応じた図書館イベントを開催し、読書活動の啓発を行います。

そのほか、こども園や小学校での読み聞かせやブックトーク、保護者向け家庭教育学級での親子読書に関する講話など、図書館以外の場所でも読書に親しむ機会と充実させる活動を行っています。

また、小中高校生の職場体験や図書館見学を積極的に受け入れることで、図書館に足を運びきっかけづくりをしていきます。

(3) 学校で：読書環境の整備

学校では、子どもに生涯にわたる読書習慣を身につけさせ、発達段階に応じた自発的・自主的な読書活動を推進し、図書を活用した授業を支援するため、平成26年10月より各小・中学校の学校図書館に学校司書を配置しています。今後も子どもたちにきめ細かな支援を行うため、各学校の実情に応じた適切な人員を配置し、学校図書館活用のための教育の充実に努めます。

そのほか、各学校で充実したICT環境と授業における電子書籍の積極的な活用と並行し、読書活動時間を確保することにより「探究的な学習」や「調べ学習」を取り入れることで、子どもの問題解決能力や情報活用能力を育み、主体的・対話的な深い学び（アクティブラーニング）を進める基盤として、学校図書館の整備を推進します。

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 図書館における児童サービスの整備・充実

図書館は、子どもにとってはいつでも読書に親しむことができ、親にとっては子どものための本を選んだり、子どもの読書活動に関する相談をしたりすることができる場所で、地域における子どもの読書活動推進において中心的な役割を果たす施設です。

このことから、絵本や物語、学習に役立つ本など、乳幼児からいつでも年齢にあった読書活動ができるように蔵書の充実を図ります。

また、業務にあたる職員・司書が積極的に研修会等に参加し、充実した児童サービスの提供及びレファレンスサービスの向上に努めます。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校生活において子どもの読書活動を活発にさせるため、蔵書の充実を図ります。また、各小中学校図書館では、過去に授業で使用された資料の一覧を基に年間計画を作成し、翌年以降の授業等の学習活動において図書室を最大限活用できるように努めます。

(3) 図書館と学校図書館の連携

図書館と学校図書館が連携し、相互貸借による資料の有効な活用を図ります。また、学校図書館運営会議や司書研修会などを通じて情報共有し、子どもの読書環境を整備します。

(4) 県内の図書館との連携の強化

県立図書館や県内各市町村の図書館との相互協力等により、当町が単独で収集できる以上の資料を図書館利用者に提供できるよう努めます。

3 子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進

(1) 図書館における啓発事業の実施

図書館における読書に関する取組やイベントの情報を広報誌・ホームページへの掲載、パンフレットの配布等により積極的に発信します。

(2) 学校における啓発事業の実施

学校図書館における読書に関する取組を「図書館だより」・掲示物・放送等により積極的に発信し、毎年10月27日～11月9日と定められている「読書週間」に、イベントを実施します。

(3) 「子ども読書の日」「子ども読書週間」における啓発事業の実施

毎年4月23日と定められている「子ども読書の日」や、毎年5月1日～14日と定められている「子ども読書週間」に、読書活動の重要性や読書の楽しさを十分に知ってもらうため、イベントや掲示等によるPRを実施します。



ブックスタート・・・ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などから、保護者に子どもと一緒に絵本を開くことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として重要な取組です。

ファミリーブック事業・・・セカンドブック事業は、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前の子どもの対象とした、読書への関心を高める取組を実施する事業です。

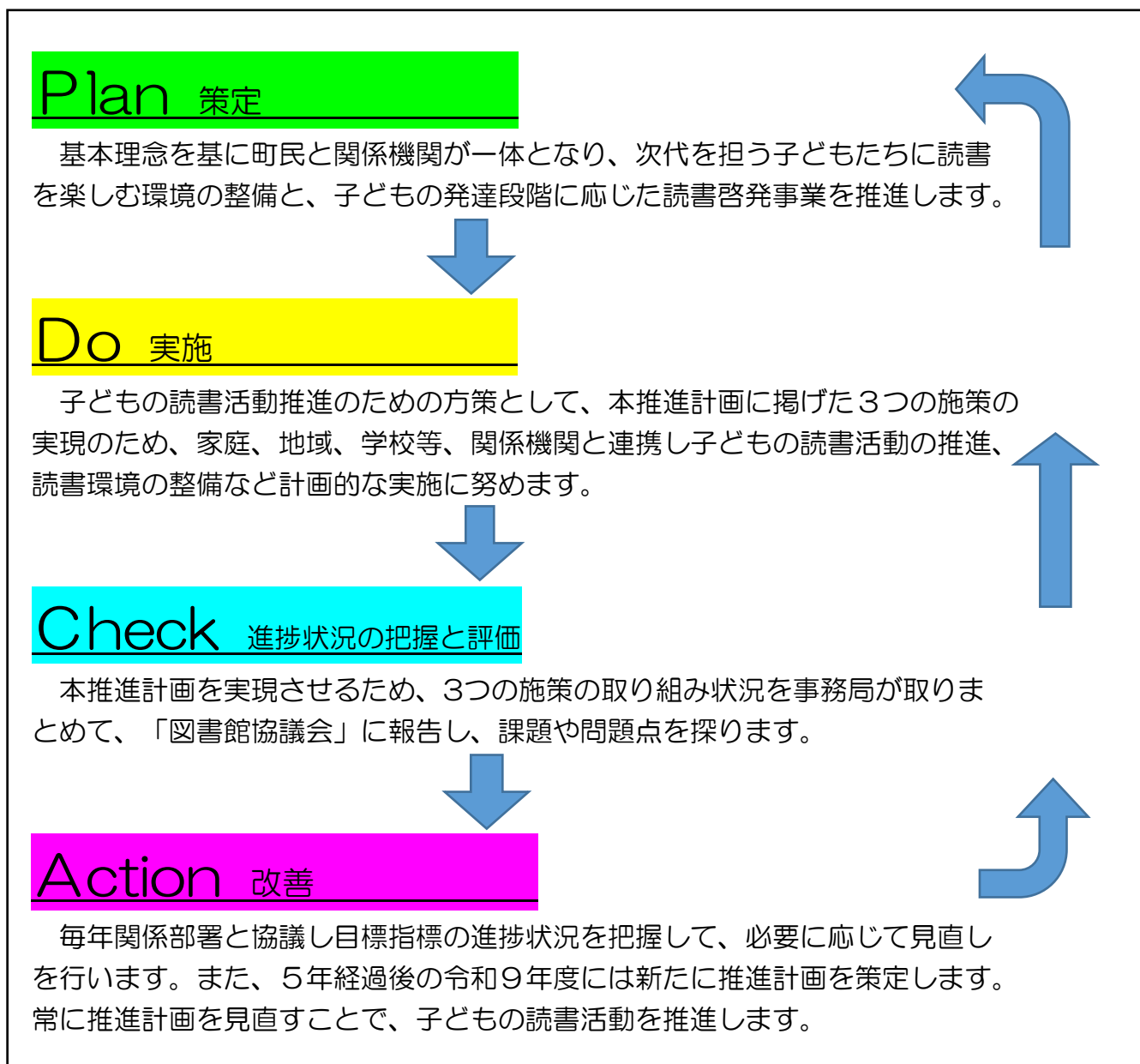


(ブックスタート事業の様子)



第3章 推進計画の点検・評価

本計画は、基本理念『すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための読書県「ちば」の推進』のもと、PDCAサイクルに基づき進行管理等を行うこととし、事業の実施や計画全体の成果、国・県の動向等を踏まえた計画の見直し等について、図書館協議会委員により設定した指標を基準に適宜評価を行います。評価の結果により必要に応じて指標の変更など、計画に反映させていきます。



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者はその事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第2次多古町子ども読書活動推進計画

発行日 令和4年3月

編集 多古町教育委員会
生涯学習課

〒289-2241

千葉県香取郡多古町多古2855番地

電話 0479-76-7811

FAX 0479-76-7813